

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者 I D、診療情報

2 事案の経過

○令和 6 年 8 月 2 7 日（火）

- ・患者が外来を受診後に、医師は患者から紹介元の医療機関 X の名称を聞き出し、電子カルテで検索したところ、検索結果にあった類似名称の医療機関 Y を紹介元と誤認し、医療機関 Y の宛名にて書類を作成。医師事務作業補助者（非常勤職員）に書類を送付するよう依頼し、医師事務作業補助者は医療機関 Y に書類を誤送付した。

○9 月 2 日（月）

- ・医療機関 Y から架電にて、受診歴がない患者の書類が封書にて届いたと連絡があり、誤送付が発覚した。対応した地域クランク（非常勤職員）は謝罪するとともに、医療機関 Y に書類を返送するよう依頼した。
- ・医師は架電にて、患者に本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

○9 月 3 日（火）

- ・地域クランクは、本来送付すべき医療機関 X へ書類を送付した。

○9 月 6 日（金）

- ・医療機関 Y から書類が返送され、地域クランクが書類を破棄した。

3 誤送付の原因

- ・医師が、類似名称の医療機関 Y を紹介元の医療機関と誤認し、医師事務作業補助者に対して書類を医療機関 Y へ送付するよう依頼したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者から紹介元の医療機関を聞き取る際は、名称のみならず所在地などの複数の情報により確認すること。
- ・電子カルテで医療機関名を検索する際は、名称だけでなく所在地などの複数情報を確認し、類似の医療機関を誤認しないよう、細心の注意を払うこと。

以 上